② ①以外

（単位：円）

種類	用途	帳簿価額及び減損計上額	損益計算書計上区分	計	場所
建物	厚生用	帳簿価額		77,899,110	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町
		減損計上額	損益計算書に計上した金額		
			損益計算書に計上していない金額	77,899,110	
土地	厚生用 事業用	帳簿価額		2,182,596,226	茨城県那珂郡東海村、茨城県水戸市、茨城県東茨城郡大洗町、茨城県那珂市、岐阜県瑞浪市
		減損計上額	損益計算書に計上した金額		
			損益計算書に計上していない金額	75,064,431	
電話加入権	事業用	帳簿価額		6,499,000	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町、茨城県那珂市、群馬県高崎市、京都府木津川市、北海道天塩郡幌延町
		減損計上額	損益計算書に計上した金額		
			損益計算書に計上していない金額	3,878,000	
計		帳簿価額		2,266,994,336	
		減損計上額	損益計算書に計上した金額		
			損益計算書に計上していない金額	156,841,541	

建物につきましては、使用しない決定を行ったことから減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、正味売却価額の算定が困難であることから使用価値相当額を用いており、当該資産の使用が想定されていないことから、帳簿価額全額を減損計上額としております。

土地につきましては、将来の使用が見込まれていないもののうち市場価格が下落したものについて減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、正味売却価額を用いており、地価公示価額の下落率を基に減損計上額としております。

電話加入権につきましては、市場価格が著しく下落し、回復の見込みがないと判断されることから減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、正味売却価額を用いており、市場価格と簿価との差額を減損計上額としております。

⑵ 減損の兆候

（単位：円）

種類	用途	帳簿価額	場所	兆候の概要等
建物	厚生用	320,819,922	茨城県水戸市、茨城県那珂市、群馬県高崎市、岡山県苫田郡鏡野町、青森県むつ市	・平成20年度末における使用率が50%を満たしていない状況であったことから、減損の兆候が認められたものであります。しかしながら、当該住宅はこれまで保守管理を経常的に行っているとともに、新たな入居者も確定し使用率50%以上までの回復が確実であり、今後も引き続き、住宅としての機能を維持し使用していくことが明らかであることから、将来の使用の見込みが存在することで減損は認識されませんでした。 ・独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）に対応した「保有資産の見直し」（平成21年３月30日理事会決定）において、平成26年度末までに廃止すると決定したため、減損の兆候が認められたものであります。しかしながら、住宅については、今後の使用率が50%以上を維持する見込みであり、引き続き住宅としての機能を維持し使用していくことが明らかであること、分室については、引き続き分室としての機能を維持し使用していくことが明らかであることから、廃止するまでは使用の見込みが存在することで減損は認識されませんでした。
土地	厚生用	142,700,000	群馬県高崎市、青森県むつ市	・独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）に対応した「保有資産の見直し」（平成21年３月30日理事会決定）において、平成26年度末までに廃止すると決定した住宅の用地であることから、減損の兆候が認められたものであります。しかしながら、当該用地は現時点で住宅用地としての機能を維持し、今後も使用していくことが明らかであることから、廃止するまでは使用の見込みが存在することで減損は認識されませんでした。